

第 1 号様式 記入要領

1 共通事項

- (1) 新規に業務管理体制を整備した事業者及び業務管理体制を届け出た後、事業所又は施設（以下「事業所等」という。）の指定や廃止等に伴う事業展開地域の変更等により、届出先区分の変更が生じた事業者は、この様式を用いて関係行政機関に届け出てください。
- (2) 受付番号及び事業者（法人）番号には記入する必要はありません。
- (3) 事業者の名称、住所、法人の種別、代表者の職名、代表者の住所等は、登記内容等と一致させてください。
- (4) 「1 届出の内容」
 - ア 新規に業務管理体制を整備し届け出る場合は、(1) 法第 1 1 5 条の 3 2 第 2 項関係の（整備）に○を付けてください。
 - イ 届出先区分の変更が生じた場合、(2) 法第 1 1 5 条の 3 2 第 4 項関係の（区分の変更）に○を付けてください。
なお、届出先区分の変更が生じた事業者は、区分変更前と区分変更後の行政機関にそれぞれ届け出てください。

事業所等の展開に応じた届出先行政機関

届出先区分	届出先
事業所等が 2 つ以上の都道府県に所在する事業者	
事業所等が 3 つ以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働省老健局
上記以外の事業者	主たる事務所が所在する都道府県
地域密着型（予防含む）サービスのみを行い、そのすべての事業所等が同一市町村内に所在する事業者	市町村
事業所等が 1 つの都道府県の区域のうち、1 つの指定都市の区域に所在する事業者	指定都市
上記以外の事業者	都道府県

2 新規に業務管理体制を整備した事業者（法第 1 1 5 条の 3 2 第 2 項（整備）関係）

(1) 「2 事業者」の「法人種別」には、届出者が法人である場合に、営利法人、社会福祉法人、医療法人、社団法人、特定非営利活動法人等の区分を記入してください。

(2) 「3 事業所名称等及び所在地」については、みなし事業所を除いた事業所等を記入し、「事業所名称」欄に事業所等の合計の数を記入してください。

この様式に書ききれない場合は、記入を省略し、事業所名称及び所在地のわかる資料を添付しても差し支えありません。

添付資料は、既存資料の写し及び両面印刷したものでも構いませんが、事業所等の合計数がわかるよう「事業所等の合計〇〇カ所」と記入してください。

(3) 「4 介護保険法施行規則第140条の40第1項第2号から第4号に基づく届出事項」

ア 事業所等数に応じ整備する業務管理体制について、該当する全ての番号に○を付けてください。

イ 第2号については、その氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。

ウ 第3号及び第4号を届け出る場合は、概要等がわかる資料を添付してください。

添付資料は、既存資料の写し及び両面印刷したものでも構いません。

第2号 法令遵守責任者の氏名及び生年月日

第3号 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要

第4号 業務執行の状況の監査の方法の概要

事業所等数に応じて整備する業務管理体制

	事業所等数		
	20未満	20以上100未満	100以上
第2号	○	○	○
第3号	×	○	○
第4号	×	×	○

(4) 「5 区分変更」は、区分変更のあった場合に記入するため、新規に業務管理体制を整備した事業者は、記入する必要はありません。

3 業務管理体制を届け出た後、事業所等の指定や廃止等に伴う事業展開地域の変更等により、届出先区分の変更が生じた事業者（法第115条の32第4項（区分の変更）関係）

(1) 事業所等の指定や廃止等により、届出先区分に変更があった事業者は、区分変更前及び区分変更後の行政機関にそれぞれ届け出てください。

(2) 区分変更前行政機関への届出

「1 届出の内容」の「(2) 法第115条の32第4項関係」のほか「5 区分変更」に記入してください。

(3) 区分変更後行政機関への届出

「1 届出の内容」「2 事業者」「3 事業所名称等及び所在地」「4 介護保険法施行規則第140条の40第1項第2号から第4号に基づく届出事項」「5 区分変更」について、上記記入要領に基づいて記入してください。

なお、届出先区分の変更に併せて、指定等による事業所等の数の変更により、整備する業務管理体制の内容が変更された場合も、この様式を用いて届け出てください。

(4) 「5 区分変更」欄

ア 「事業者（法人）番号」には、区分変更前行政機関が付番した番号を記入してください。

イ 「区分変更の理由」には、その理由を具体的に記入してください。

書ききれない場合は、この様式への記入を省略し、変更の理由がわかる資料を添付しても差し支えありません。

添付資料は、既存資料の写し及び両面印刷したものでも構いません。

ウ 「区分変更日」は、事業所等の新規指定・廃止等により区分が変更された日を記入してください。